

《調査報告》

大韓民国司法研修院運営規則および大韓民国司法研修生の報酬に関する規則邦語訳

行政政策学類（法律・政治学系） 金 炳学

【本稿執筆の目的】

韓国における司法制度・民事手続法は、元来的に、日本を介して、ドイツ法を継受したものであり、ドイツ法を母法とする姉妹法としての関係にある。日韓・韓日両国においては、従来の司法試験に代わるものとしてのロースクール制度の導入等、法曹養成制度の充実が求められており、その比較法的研究資料として、本稿は、ドイツ法を継受した両国が、ロースクール制度に如何に対応しようとするのか、という基礎的素材を提供するものである。また、日韓・韓日両国においては、ロースクール修了後の試験合格者に対し、日本においては引き続き司法研修所における修習が予定されているが、韓国においては司法研修院における修習が予定されておらず、同課程における修習内容が、大幅にロースクールの講義内容、試験、インターンシップ等に組み込まれているものと予想される。

したがって、本稿は、日韓・韓日両国の比較法研究のみならず、韓国の今後の法曹養成制度の充足度という観点からも、資料的価値を有するものであり、ここに邦語訳を示したい。

大韓民国司法研修院運営規則

制定	1970年11月30日	大法院規則第433号
改正	1972年2月25日	大法院規則第483号
	1972年7月7日	大法院規則第490号
	1973年2月23日	大法院規則第507号
	1979年4月13日	大法院規則第683号
	1979年12月7日	大法院規則第701号
全面改正	1981年8月26日	大法院規則第778号
改正	1985年2月8日	大法院規則第899号
	1986年4月9日	大法院規則第929号
	1986年9月4日	大法院規則第943号
	1988年3月23日	大法院規則第1004号
全面改正	1992年9月28日	大法院規則第1231号
改正	1995年2月16日	大法院規則第1338号
全面改正	1996年12月31日	大法院規則第1455号

改正	1998年1月24日	大法院規則第1509号
	1999年2月13日	大法院規則第1587号
	1999年10月4日	大法院規則第1610号
	2000年1月20日	大法院規則第1630号
	2001年2月22日	大法院規則第1696号
	2003年3月21日	大法院規則第1821号
	2003年9月13日	大法院規則第1847号
	2004年3月9日	大法院規則第1877号
	2005年7月13日	大法院規則第1950号
	2007年5月1日	大法院規則第2082号

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、法院組織法（以下、「法」という。）第7編第2章の規定により、司法研修院（以下、「研修院」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（管掌事務）

研修院は、判事の研修及び司法研修生（以下、「研修生」という。）の修習、ならびに大法院長が必要であると認める者の教育に関する事務を管掌する。

〔本条改正 2007.5.1〕

第3条（委託教育）

- ①研修院は、政府機関等から教育の依頼を受けた者に対して、教育を実施することができる。
- ②第1項の委託教育を実施するにあたり、法院行政處長を経て、大法院長の承認を受けなければならない。
- ③第1項の教育のための費用は、委託機関が負担する。
- ④第1項の教育のための具体的事項については、研修院教授会（以下、「教授会」という。）の審議を経て、研修院規定に定める。

第4条（委任規定）

研修院長は、教授会の審議を経て、この規則の施行に必要な事項について、研修院規定に定めることがで

きる。

第2章 司法研修院運営委員会

第5条（委員）

法第74条の5の規定による司法研修院運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に該当する者の中から、大法院長が委嘱する。

1. 判事。
2. 検事。
3. 弁護士。
4. 公認された大学の准教授以上の職に在る者。
5. 三級以上の公務員。
6. 学識及び徳望を有する者で、委員とすることに適合すると認められる者。

第6条（委員長、副委員長）

- ①委員長及び副委員長は、委員の中から、大法院長が指名する。
- ②委員長は、運営委員会の議長となり、対外的に委員会を代表して、委員会の業務を総括する。
- ③副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

第7条（審議事項）

運営委員会は、次の各号の事項に関する基本方針及び方向性について審議する。

1. 研修院の運営及び発展に関する基本計画。
2. 研修生の教育に関する事項。
3. 学事運営及び管理に関する事項。
4. その他研修院運営に関する重要事項。

第8条（招集等）

- ①運営委員会は、研修院長の要請によって、委員長がこれを招集する。
- ②研修院長が、第1項の招集要請をするときは、運営委員会が審議する案件を提出しなければならない。委員も委員長に、特定の案件の審議を要請することができる。
- ③研修院長は、運営委員会に出席して、発言することができる。
- ④委員長は、研修院長に対して、運営委員会の審議案件に対する資料の提出を要求することができる。
- ⑤運営委員会は、毎年一回以上招集する。

第9条（議決）

- ①運営委員会は、在籍委員の過半数の出席により開会して、出席委員の過半数の賛成により議決する。
- ②研修院長は、運営委員会の審議結果について、法院行政處長を経て、大法院長に報告し、これを研修院運営に反映しなければならない。

第10条（幹事）

- ①運営委員会の事務を処理するために、二人以内の幹事を置くことができる。
- ②第1項の幹事は、研修院教授の中から、大法院長が指名する。

第11条（手当等支給）

委員長、副委員長、委員及び幹事には、予算の範囲内において手当を支給することができる。

第12条（委任規定）

運営委員会の組織及び運営に関して、その他必要な事項は、研修院規定が定める。

第3章 研修院副院長及び教授

第13条（副院長の職務手続）

- ①研修院副院長（以下、「副院長」という。）は、法院行政處長が、法務部長官に検事長級の検事一人を大法院に派遣することを要請して、大統領から大法院の派遣命令を受けた者から補する。
- ②第1項の派遣期間は、二年以内とし、特に必要がある場合には、一年の範囲内においてこれを延長することができる。

第14条（検事である教授の補職手続）

- ①検事である教授は、法院行政處長が法務部長官に検事の中から必要人員を大法院に派遣することを要請して、大統領から大法院派の遣命令を受けた者から補する。
- ②第13条第2項は、第1項の派遣期間に準用する。

第15条（専任教授の任用資格）

- ①法第74条第2項第4号の規定により、研修院教授として任用されるためには、次の各号の実績又は経歴が有しなければならない。
 1. 学士学位を取得した者は、通算六年以上の研究実績年数、教育経歴年数又は実務経歴年数。
 2. 修士学位を取得した者は、通算四年以上の研究実

績年数、教育経歴年数又は実務経歴年数。

- ②第1項における研究実績年数及び教育経歴年数とは、専攻分野又はこれと関連する学科に関して、大学その他研究機関において研究した年数及び大学以上の教育機関において教育に従事した年数をいい、実務経歴年数とは、国、公共団体、政府投資機関その他産業体等において任用予定専攻分野及びこれと関連する業務に従事した経歴年数をいう。

第16条（専任教授の任用手続）

- ①研修院長が、法第74条第2項の規定によって、研修院専任教授の任命を提請するにあたっては、教授会の審議を経なければならない。
- ②新規任用される専任教授の任用期間は、経歴、年齢、講義科目等、諸事情を考慮して、研修院長の意見を聴いて定める。

第17条（教授の構成）

研修院において、専任として勤務する教授の定員は、六五人とし、そのうち判事は四六人、検事は一九人とする。

〔本条改正 1999.2.13、1999.10.4、2001.2.22、2003.3.21、2003.9.13、2004.3.9〕

〔全文改正 1998.1.24〕

第18条（招聘教授採用手続等）

- ①法第74条の3の招聘教授は、契約に基づいて、研修院長が採用する。
- ②第1項の契約を締結しようとするときは、教授会の審議を経た後、法院行政處長を通じて、大法院長の承認を受けなければならない。
- ③第1項の契約を締結するときは、講義科目及び時間、待遇、服務、契約期間、契約の解約事由その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。
- ④招聘教授の採用のために必要な場合には、予算の範囲内において航空料、車輛賃貸料、住宅費及び什器購入費等を支給することができる。

第19条（教授要員の派遣要請）

- ①研修院長が、法第74条の4の規定により、教授要員の派遣を要請しようとするときは、派遣要請機関及び事由、派遣期間、担当科目、講義時間、支給する手当その他必要な事項を明示しなければならない。
- ②第1項の派遣要請をするにあたっては、教授会の審

議を経なければならない。

- ③法第74条の4第2項の規定によって、研修院に派遣された教授要員に支給する手当は、講義時間等講義負担、派遣により予想される収入の喪失程度等、諸事情を考慮して、予算の範囲内において、研修院長が定める。

第20条（担当教科目の指定）

- ①研修院長は、毎学期別に教授陣に対して、担当する教科目を指定する。
- ②研修院長は、必要があるときは、第1項の担当教科目を変更することができる。

第4章 教授会

第21条（設置及び構成）

- ①研修院に、教授会を置く。
- ②教授会は、研修院長、副院長及び教授から構成する。

第22条（議長）

研修院長は、教授会の議長として会議を招集して、これを主宰する。

第23条（議決）

教授会は、在籍人員の過半数の出席により開会し、出席人員の過半数の賛成により議決して、可否同数の場合には、議長が決定権を有する。

第24条（開陳）

研修院事務局長は、研修院事務局の所管事項に関して、教授会に出席して、意見を述べることができる。

第25条（幹事）

- ①教授会の庶務を処理するために、幹事一人を置く。
- ②幹事は、教授又は研修院所属の法院一般職公務員の中から、研修院長が指名する。

第26条（会議録、決議録）

- ①幹事は、教授会の会議録又は決議録を作成する。
- ②会議録又は決議録には、教授会の議長及び幹事が署名捺印する。

第27条（審議事項）

教授会は、この規則が定める事項のほかに、研修院長が必要があると認めて附議した事項について審議す

る。

第5章 判事の研修〔題名改正 2007.5.1〕

第28条（研修の目的）

- ①判事の研修は、判事としての品格及び価値観の確立ならびに司法に関する理論及び実務の研鑽を通じて裁判業務の遂行能力の向上を目的とする。
- ②削除〔2007.5.1〕

第29条（研修計画等）

- ①研修院長は、教授会の審議を経て、次年度の判事研修計画を作成して、法院行政處長を経て、大法院長の承認を受けなければならない。
〔本条改正 2007.5.1〕
- ②研修院長が研修計画を変更しようとするときにも、第1項の承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項の変更については、この限りでない。

第30条（登録等）

- ①研修対象判事は、研修院長が定めるところにより研修院に登録をしなければならない。
〔本項改正 2007.5.1〕
- ②研修対象判事が、病気その他やむを得ない事由により研修を受けることができないときは、その事由を所属機関の長を経て、研修院長に届出なければならない。
〔本項改正 2007.5.1〕
- ③研修院長は、研修対象判事が届出なく、登録をしなかったときは、法院行政處長を経て、大法院長に報告して、所属機関の長に通知しなければならない。
〔本項改正 2007.5.1〕

第6章 研修生の修習

第1節 研修生の任命

第31条（研修生の任命等）

大法院長は、司法試験に合格して、国家公務員法第33条第1項各号に該当しない者で、研修院規定が定めるところにより研修院に修習の登録をした者の中から、研修生を任命する。

第32条（宣誓）

研修生は、任命される時、研修院長の面前で次のとおり宣誓しなければならない。

宣誓—本人は司法研修院研修生に任命されるにあたり、その本分が立派な法曹人としての人格及び能力を

育成にあることを肝に銘じて、法令を遵守し、誠実な姿勢で修習に努め、研修生としての名誉及び品位を守ることを厳粛に、宣います。

第33条（修習専念義務）

研修生は、修習に専念しなければならない。営利を目的とする業務に従事し又は研修院長の許可なく他の職務を兼職することができない。

第34条（再任命）

- ①法第72条第3項第2号及び第3号によって免職され、又は懲戒によって罷免された者は、再任命することができない。
- ②法第72条第3項第4号によって免職された者が、病气から回復したときは、再度、研修生として任命することができる。
- ③再任命された研修生が、既に履修した単位は、研修院規定が定めるところにより、通算することができる。

第2節 修習方法及び内容

第35条（修習方法）

- ①研修生の修習は、一年次と二年次に区分して、各年次を二学期で分けて、実施することを原則とし、必要がある場合には、二学期以上の多学期制により運営することができる。
- ②各学期別の修習期間は、研修院長が教授会の審議を経て定める。ただし、全体の修習期間を、法第72条第2項本文とは別に定めようとするときは、法院行政處長を経て、大法院長の承認を受けなければならない。
- ③修習科目の履修方法は、単位制とする。
- ④研修院長は、研修生が研修院以外の教育機関、研究機関又はその他の団体で受けた教育又は修習結果を評価して、相当であると認める場合には、教授会の審議を経て、これを研修院の修了に必要な単位として認定することができる。
- ⑤第1項乃至第4項の学期制及び単位制の施行に関して必要な事項は、研修院規定が定める。

第36条（修習内容）

- ①研修生に対する修習は、別表の修習分野を対象として、市民の権益を忠実に保護することができる業務遂行能力を育み、高い倫理意識及び奉仕の精神を涵養することができるよう実施されなければならない。

い。

- ②研修院長は、教授会の審議を経て、各学期別の修習科目を定める。修習科目を変更しようとするときも、教授会の審議を経なければならない。
- ③第2項の事項は、法院行政處長を経て、大法院長に報告しなければならない。

第37条（実務修習の委託等）

- ①研修院長は、研修生をして、様々な分野における実務内容を、実践の業務遂行機関においてで練磨、体得するようにするため、各級法院、検察庁、弁護士会その他適切な機関及び団体（以下、「修習機関」という。）の長と協議して、研修生の実務修習を委託することができる。
- ②修習機関の長は、委託を受けた研修生を指揮監督し、研修院長との協議を経て、所属判事、検事、弁護士その他適切な者の中から指導官を定める。
- ③指導官は、研修院の指導方法に基づき研修生を指導する。
- ④指導官に対しては、予算の範囲内において指導官手当を支給する。

第38条（勤務状況カードの備置等）

- ①修習機関の長は、研修生別に、実務修習に関する勤務状況カードを備え置かなければならない。
- ②修習機関の長は、研修院長が定めるところにより、修習状況（修習以外の品位を含む）及びその成果を指導官と連署して、研修院長に通知しなければならない。

第39条（実務修習状況の確認）

研修院長は、必要があると認めるときは、教授又は関係職員に、修習機関における研修生の修習状況を把握させる事ができる。

第3節 評価及び修了

第40条（評価）

研修生の修習結果を評定するに際しては、学業達成度及び学業に対する誠実度、生活態度、奉仕精神、人格その他の能力を総合的に評価しなければならない。

第41条（留年）

- ①研修生が、第35条の規定により、各年次における研修院規定が定める単位及び成績を取得することができない場合には、年次別に、各一回に限り留年させ

ることができる。

- ②研修生が、通算して二回留年するときは、法第72条第3項第3号の規定により免職する。

第42条（修了決定）

- ①研修院長は、教授会の審議を経て、単位及び成績、勤務状況、修習態度及び実務修習機関における通知内容等を総合的に斟酌して、研修生の修了如何を決定する。
- ②修了決定がなされたときは、研修院長は修了者に対する評定結果を、遅滞なく法院行政處長を経て、大法院長に報告しなければならない。法務部長官に対してこれを通知しなければならない。

第43条（修了証）

研修院長は、修了決定を受けた研修生に対して修了証を授与する。

第44条（再修習）

- ①研修院長は、第42条の規定により修了決定を受けられない研修生に対して、一年以内の期間に再修習を経るようにした後、教授会の審議を経て、修了の如何を決定する。
- ②第1項の再修習を経ても修了決定を受けることが出来ない研修生は、法第72条第3項第3号の規定により免職する。

第45条（委任規定）

研修生に対する評価、留年、修了及び再修習に関して必要な事項は、研修院規定が定める。

第4節 研修生の休学及び懲戒

第46条（休学）

- ①研修院長は、研修院規定が定めるところにより研修生に対して、休学を命じることができる。
- ②研修生が、休学をすることとなったときは、研修院長は、これを法院行政處長を経て、大法院長に報告しなければならない。
- ③休学事由及び期間、その他休学と関連する必要な事項は研修院規定が定める。

第47条（懲戒事由）

研修院長は、研修生が、次の各号のうちいずれかに該当するときは、懲戒委員会に懲戒議決を要求しなければならない。

1. 法令及びこの規則による研修院規定に違反したとき。
2. 修習上の義務に違反し又は修習を怠ったとき。
3. 修習の内外を問わず品位を損う行為をしたとき。

第48条（懲戒の種類）

研修生に対する懲戒は、罷免、停職、減給、譴責に区分する。

第49条（懲戒の効力）

- ①停職は、一月以上三月以下の期間とし、停職処分を受けた者は、その期間のうち研修生の身分は保有するが、修習に臨むことができず、かつ、報酬の三分の二を減額する。
- ②減給は、一月以上三月以下の期間、報酬の三分の一を減額する。
- ③譴責は、過誤に対して、訓戒して、反省するようにする。

第50条（懲戒委員会の設置）

- ①研修生の懲戒事件を審議するために、研修院に、研修生懲戒委員会（以下、「懲戒委員会」という。）を置く。
- ②懲戒委員会は、委員長一人及び委員六人から構成する。委員長は、副院長がなり、委員は、教授の中から研修院長が任命する。
- ③委員長が、事故によって職務を行うことができないときは、研修院長が指名する委員がその職務を行う。

第51条（懲戒議決）

懲戒委員会は、在籍委員三分の二以上の出席により開会して、出席委員の過半数の賛成により議決する。

第52条（懲戒の執行）

懲戒委員会が、研修生に対して懲戒議決をしたときは、研修院長が懲戒を執行して、その結果について、法院行政處長を経て、大法院長に報告しなければならない。

第53条（準用規定）

懲戒に関して、この規則に定めのない事項については、この規則と抵触しない範囲において法院公務員規則第4章及び第5章の規定を準用する。

第4節の2 書面警告、注意促求〔新設2000.1.20〕

第53条の1（書面警告、促求）

①司法研修院長は、司法研修生が、研修中、修習上の過誤を犯し、又は品位を損う行為をした場合に、事案が軽微なときは、懲戒議決を要求せず、当該司法研修生に対して、書面により警告し、又は注意を促すことができる。

②司法研修院長が、第1項の規定による措置をしたときは、その事実について当該司法研修生に通知しなければならない。

〔本条新設 2000.1.20〕

第53条の2（準用規定）

書面警告、注意促求に関して、この規則に定めのない事項については、この規則と抵触しない範囲において法院公務員規則第4章の2の規定を準用する。

〔本条新設 2000.1.20〕

第7章 寄宿舍

第54条（設置及び入舎）

①研修院に、寄宿舍を置く。

②寄宿舍に入舎することができる者は、次の各号のうちいずれかに該当する者とする。

〔本項改正 2007.5.1〕

1. 研修対象判事。
2. 研修生。
3. 法院公務員教育院の被教育者。
4. 大法院長が指定する被教育者。
5. その他研修院長が許可した者。

附則〔第433号、1970.11.30〕

第1条（施行期日）

この規則は、1971年1月1日から施行する。

第2条（準用規定）

この規則施行に関して必要な文書の様式は、法院公文書規則が定めるところに従う。

第3条（委任規定）

研修院長は、この規則が定める他に必要な事項について規定に定めることができる。

第4条（経過規定）

この規則施行当時、司法大学院において教育中の研修生の修習方法、期間及び科目に関しては、大法院長

の承認を得て、研修院規定において別に定める。

第5条（経過規定）

この規則施行前に法院職員訓練院において、訓練を受けた職員は、この規則によって、訓練を受けたものとみなす。

第6条（廃止規則）

法院職員訓練に関する規則、司法官試補の任命、修習、告示に関する規則及び司法官試補の報酬に関する規則は、これを廃止する。

・・・中略・・・

附則〔第1455号、1996.12.31〕

第1条

この規則は、公布した日から施行する。ただし、この規則の施行前に、すでに任命された研修生に対しては、この規則第6章第2節及び第3節の代わりに、従前の司法研修院運営規則第3章第2節及び第3節を適用する。

・・・中略・・・

附則〔第2082号、2007.5.1〕（法官人事委員会規則）

第1条（施行期日）

この規則は、公布した日から施行する。

第2条 省略

第3条（他の規則の改正、廃止）

〔1〕乃至〔16〕 省略

〔17〕 司法研修院運営規則を次のとおり改正する。

第2条、第5章の題名、第29条第1項、第30条第1項乃至第3項、第54条第2項第1号のうち、「判事及び予備判事」を各々「判事」とする。

第28条第2項を削除する。

〔18〕 省略

第4条 省略

〔別表〕修習分野

1. 法律理論

- ガ. 一般法分野
- ナ. 専門及び特別法分野
- ダ. 外国法

2. 法律実務

- ガ. 弁護士実務
- ナ. 民事裁判実務
- ダ. 刑事裁判実務
- ラ. 検察実務
- マ. 専門分野

3. 法曹倫理

4. 法学隣接分野

5. 一般教養

6. その他社会発展に対処する新しい分野

大韓民国司法研修生の報酬に関する規則

制定 1997年2月3日 大法院規則第1458号

改正 2000年2月10日 大法院規則第1637号

2001年2月10日 大法院規則第1687号

2001年11月24日 大法院規則第1728号

2002年1月18日 大法院規則第1740号

2003年1月17日 大法院規則第1813号

2004年1月28日 大法院規則第1862号

2005年1月27日 大法院規則第1929号

2006年2月21日 大法院規則第1997号

2007年3月8日 大法院規則第2075号

2008年2月18日 大法院規則第2158号

施行 2008年2月18日

第1条（目的）

この規則は、法院組織法第76条の規定により、司法研修生（以下、「研修生」という。）の給与及びその報酬に関する事項について定めることを目的とする。

〔本条改正 2005.1.27〕

第2条（報酬の基準）

研修生に対して、次の各号の基準による給与、公務員報酬規定に規定された給与調整手当ならびに法官及び法院公務員手当等に関する規則に規定された精勤手当及び家族手当を支給する。

〔本条改正 2000.2.10、2001.2.10、2001.11.24、2002.1.18、2003.1.17、2004.1.28、2005.1.27、2006.2.21、2007.3.8、2008.2.18〕

1. 司法研修院運営規則（以下、「規則」という。）第35条第1項の規定による一年目の期間に修習中の研修生は、月1,453,000ウォン。
2. 規則第35条第1項の規定による二年目の期間に修習中の研修生は、月1,518,200ウォン。

3. 規則第41条第1項により留年して、再度、修習を受ける研修生及び規則第44条第1項により、再修習中の研修生は、月200,000ウォン。

第3条（支給方法）

研修生の報酬支給方法に関しては、公務員報酬規定及び法官及び法院公務員手当等に関する規則を準用する。ただし、休学中の研修生に対しては、休職に関する規定を準用するものの、海外留学のために休学した場合には、報酬を支給しない。

〔本条改正 2005.1.27〕

附則〔第1458号、1997.2.3〕

この規則は、公布した日から施行するものの、1997年1月1日から適用する。ただし、この規則施行以前に、既にすでに任命された研修生に対しては、1996年12月31日大法院規則第1455号によって改正される前の司法研修院運営規則第27条を適用する。

・・・中略・・・

附則〔第2158号、2008.2.18〕

この規則は、公布した日から施行するものの、2008年1月1日から適用する

【訳者後記】

本稿執筆にあたり、早稲田大学法学学術院教授であらせられる梅善夫先生ならびに加藤哲夫教授より、貴重な御教示をいただいた。この場をお借りし、心より厚く御礼申し上げたい。

本稿が、日韓・韓日の法曹養成を含めた司法制度論の研究及び交流のさらなる発展に、寄与するところがあるとなれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき、両国の学術・実務交流にむけ、鋭意、努めて参りたい。

（2010年10月10日 校了）

【付記】

本稿は、財団法人民事紛争処理基金平成22年度研究助成による研究成果の一部である。